

G 8 森林専門家違法伐採報告書

(The G8 Forest Experts' Report on Illegal Logging)

1. 背景

- 1998年のバーミンガム・サミット以降、G8において取り上げられ、2005年のグレンイーグルズ・サミットにおいて特に焦点が当てられた違法伐採問題に関するこれまでの取組をとりまとめ、今後G8が取り組むべき課題について検討した報告書。
- 報告書は、5月24日（土）から26日（月）まで神戸において開催されたG8環境大臣会合に提出された。
- G8の環境大臣は、報告書を歓迎し、2008年のG8議長に送付することで一致した。

2. 報告書のポイント

- 木材生産国と消費国との共同の取組を含め、G8メンバーがこれまでに行ってきた取組の実例を列挙（パートナー諸国との協力、貿易関連措置、民間部門との協力、消費者への周知等）。
- G8森林専門家は、さらなる前進を図るための方策を特定し、以下の取組を含む予備的な選択肢のリストを作成。
 - (1) 合法・持続可能な木材・木材製品の取引促進
 - (2) 木材加工国を含む木材輸出国・輸入国間の枠組み・対話の拡大と発展
 - (3) 合法木材を優先して使用する木材調達政策の改善・拡大
 - (4) 人工衛星から得られる情報の活用を含む森林監視の取組の強化
 - (5) 森林減少・劣化に由来する排出削減（REDD）等の取組との連携
 - (6) その他の取組（民間部門による自主的なイニシアティブの奨励・支援、木材生産国の能力構築・持続可能な森林経営の促進を図るための協力、木材生産国・消費国の税関・法執行当局間の協力強化の検討等）
- G8森林専門家は、違法伐採が世界規模での森林減少・劣化の大きな要因であり続けており、引き続き国際社会がこの問題に対処する上での政治的なモメンタムを必要としていることを指摘。
- G8森林専門家は、違法伐採及び関連取引を食い止めるための取組の達成状況のレビューとパートナーの間の協調のため、緊密に連絡を取り合い、機会ある毎に会合を行うとともに、2010年に会合を行う。 (了)